

明初の科挙復活と監生

渡 昌 弘

はじめに

本稿は、明代の国子監に関する研究の一部として、その修学方法である升堂法・積分法の衰退について卑見を述べたものである。

歴代の中国では、官として適切な人物を採用する取士の制度については、様々の方策が検討され、また実施されてきた。しかし、そうした人物を養成する養士の制度は殆んど放置され、民間に委譲されていた。^[1] 宋代以降に限って見ると、取士の制度たる科挙と養士の制度たる学校とは、もとより目的を異にしてはいたが、しかし学校に於いて取士と養士とを結合させようとする試みもなされた。その典型的な例としては、宋代の太学（＝明代の国子監に相当）に於いて実施された「三舎の法」^[2] をあげることができるが、その目的は太学を科挙から独立した養士＝取士機関とする

ことにあった。そして、この法は明代の国子監にも継承され、升堂法・積分法として実施された。

養士と取士とが結合して有効に機能すれば、より適切な人材を官に登用することは可能だったであろう。しかしながら、こうした試みは、少なくとも明代に於いては失敗に終わり、特に中期以降、国子監は他の学校（府州県学）と同様、科挙の予備段階としてのみ存在することとなった。それでは、何故に国子監は人材を養成するという本来の目的を喪失し、単なる科挙の予備段階となってしまったのだろうか。言うまでもなく、明代の国子監（或は府州県学を含めた学校制度）を研究する者にとって、これは解明しなければならぬ問題である。

この問題の解明について、筆者は升堂法・積分法の衰退の原因を明らかにすることによって、一つの手掛りが得られると考える。太学を科挙から独立させる目的を持つ「三

「舍の法」を、升堂法・積分法は継承している。従つて、升堂法・積分法の衰退は、国子監それ自体が科挙制度の下に位置づけられることを意味するからである。

なお、従来の国子監に関する研究では、諸制度の内容は明らかにされているが、右の問題についての検討は不十分である。僅かに五十嵐正一氏が、升堂法・積分法の衰退の原因として、科挙の復活と歴史出身法（諸衙門にて見習い事務等を行うことによつて出身を与える法）の実施との二つを指摘しているに過ぎない。しかし氏の検討は文教政策の面に主眼があり、また歴史出身法の確立時期の比定（氏は洪武一六年頃とする）も論拠不十分である。そこで本稿は、氏の検討をうけて、升堂法・積分法が衰退した原因を、科挙との関連に限定し、さらに監生の動向にも目を向けて検討したい。

ところで、後述するように、升堂法・積分法は洪武一六年（一三八三）に制定され、同二九年（一三九六）に衰退をうかがわせた。また洪武年間（一三六八―一三九八）には、国子監は京師（当時は南京）と中都（安徽省鳳陽府）に置かれていたが、中心は前者であった。このことから、本稿が対象とするのは、洪武年間の後半（一六年前後から三一年まで）に於ける京師の国子監及び監生である。

第二節 升堂法・積分法の内容

洪武九年（一三七六）頃になり、北辺の防備（対モンゴル）に余裕が出てくると、太祖は外政から内政に目を転じた。中書省の廃止（一三年）に象徴されるように、君主独裁体制の確立を意図していたのである。その太祖の意図は、学校に対する政策にも貫かれていた。そして、特に一四年（一二八二）から一六年（一三八三）にかけての三年間には詔勅が集中して出されたのである。この時期に実施された国子監に関する主な改革を列挙すると、次の通りである。

○京師西北の雞鳴山の南に新築移転（一四年四月）

○国子学を国子監と改名（一五年三月）

○国子監に学規を頒布（一五年五月）

○国子監制を定め、監官の品秩・員数を改定（一五年）

○升堂法・積分法の制定（一六年正月）

○歳貢生員制度の確立（一六年二月）

そして、こうした諸改革が実施されたことにより、明代から清代に至るまで続く国子監制の基礎が確立したのである。

ところで、洪武年間の監生は、入監方法の違いにより、主として歳貢生（府州県学の生員で入監を許可された者）・举人監生（会試不合格者）・官生（七品以上の官の子弟）の

三種類に分けられるが、彼らは何れも升堂法・積分法と呼ばれる修学方法に従って習業し、所定の課程を終了することによって出身（任官の辞令書）を与えられた。この修学＝出身方法は、右で示したように、洪武一六年（一三八三）から実施されたが、その内容は次のようだった。

〔升堂法〕府州県学より送監された生員は、翰林院による試験に合格すると入監が許可されたが、さらにその入監に際して学力の検定が行われた。そして、その優劣によって在学する堂が異なっていた。すなわち、国子監のうちで監生が習業する場所は、率性・修道・誠心・正義・崇志・広業の六堂だったが、これらの堂の区別は、監生の等級をも示していたのである。これについて、『南雍志』巻九謨訓考、學規本末には、洪武一六年の定制をのせて、

凡生員、通四書未通經者、居正義・崇志・廣業堂、一年半之上、文理條暢者、許升修道・誠心堂、坐堂一年半之上、經史兼通、文理俱優者、升率性堂。

とある。つまり、四書に通じているが經書に通じていない者は、正義・崇志・広業の三堂に在学（「坐堂」）させ、一年半以上で所定の基準に到達すれば、修道・誠心の二堂に升り、さらに在学一年半以上で經書と史書に通ずると、率性堂に升ったのである。要するに、監生は学力の高下によって三等に分けられ、学力の向上が認定されると、正義・崇

志・広業の三堂から修道・誠心の二堂へ、その二堂から率性堂へと進級したのである。そして右の記載からわかるように、入監してから率性堂に升るまでには最低三年間を必要とした。なお進級の際には、成績以外に、八割近い出席日数も必要とされていた。以上が升堂法である。

〔積分法〕升堂法により率性堂に升った監生には、「積分」と呼ばれる学力の検定が行われた。同書・同條には、次のようにある。

凡生員、升率性堂、方許積分。積分之法、孟月試本經義一道、仲月試論一道、詔誥表章内科一道、季月試經史策一道・判語二條。每試文理俱優與一分、理優文劣者半分、文理紕繆者無分、歲内積至八分者、爲及格與出身、不及分者、仍坐堂肄業。試法一如科舉之制。果有材學超越異常者、取自上裁。

つまり、積分とは、毎月所定の科目——孟月（正月・四月・七月・十月）には本經義一道、仲月（二月・五月・八月・十一月）には論一道・詔誥表章より一道、季月（三月・六月・九月・十二月）には經史策一道・判語二條——の試験を行い、その試験ごとに文・理ともに優れた者には「一分」（単位）を与え、理は優れているが文は劣っている者には「半分」を与え、文・理ともに劣っている者には「分」を与えない。このようにして一年間で成績「八分」以上取得した者に、合格として「出身」を与えるのである。以

上が積分法である。

このように、升堂法・積分法によれば、監生は三等に分けられ、成績によつて上位の堂に進級することができ、最上位の率性堂に升つた者には、学力検定の結果によつて出身が与えられ、官になり得たのである。

宋代の「三舍の法」は、学生（太学生）を三等に分け、試験により上位へ進級させ、且つ成績優秀者を官に直接任命する、という方法であつたから、右で述べたことからわかるように、升堂法・積分法は「三舍の法」を形式的には継承していたと言える。

ところで、升堂法・積分法実施の理由については、必ずしも明白ではない。しかし、恐らく修学方法が粗略だつた点に一因があつたのであろう。洪武九年（一三七六）に出された葉伯巨の上奏文の一節が、それをうかがわせる。

…今使天下郡邑生員考于禮部、升于太學、使歷練衆職、任之以事、可以洗歷代舉選之陋、而上法成周之制矣。然而郡邑生員升于太學、或未數月、遽選入官者、間亦有之。臣恐此輩未諳時政、未熟朝廷禮法、不能宣導德化、上乖國政、下困黎民。…（『皇明經世文編』卷八・葉居升奏疏、疏、萬言書）

この上奏から、少なくとも九年頃には、僅か数カ月の習業で任官される監生がいたことがわかる。この時期、このように習業期間が短かつたのは、官僚となる人材が不足して

いたためとも推定できるが、しかし、少なくとも短期間の習業では優れた官僚を養成するには不充分であつたことがわかれる。一六年より升堂法・積分法が実施されるようになったのは、このような状況を改善し、監生の習業をより充実したものとするためだつたであろう。

しかしながら、このような目的をもつて制定された升堂法・積分法は、短期間で衰退した。『太祖實錄』卷二四五洪武二十九年四月甲寅の條に、次のようにある。

嘗國子監事學正吳啓言、國子師生、例以文學優劣、分隸六堂。邇來、皆無顛別、高下不分、無以激勸、宜考第如例。…

これによれば、監生が成績によつて等級づけられなくなつていくことがわかる。つまり、洪武一六年の制定から僅か一三年後の同二九年（一三九六）に、早くも升堂法・積分法が衰退していることを示しているのである。それは当然國子監における教育の乱れとなつて現われた。同書卷二五四洪武三十年七月己巳の條に載せる太祖の言には、

上謂禮部臣曰、太學育才之地、（中略）近者師道不立、學規廢弛、諸生惰業、至有不通文理、不精書策、不諳吏事、甚者抗拒師長、違越禮法、甚非育才養賢之道也。…

とある。「三舍の法」が、北宋から南宋の時代に移つても、また新法と旧法との党争で一時断絶しながらも、実施され続け

たことに比べると、この明代の升堂法・積分法は、極めて短期間で衰退したと言わざるを得ない。その原因の一つは、五十嵐氏も指摘するように、⁽²⁰⁾洪武一七年（一三八四）に復活した科挙にある。では、升堂法・積分法による出身と科挙との関係はどのようであったのだろうか。次節ではこの点について述べたい。監生の動向（積分と科挙のどちらの出身方法を選択したか）に深く関わっていると思われるからである。

第二節 科挙と升堂法・積分法

(一) 科挙復活の詔

周知のように、明初の科挙は官僚不足を補充する目的で洪武三・四・五年（一三七〇—一三七二）と三年連続で実施されたけれども、六年（一三七三）に突然中止された。その後、一五年（一三八二）に詔で復活が予告され、一七年（一三八四）から三年ごとに実施されるに至った。

その一五年八月丁丑朔の科挙復活を告げる詔には、
詔禮部設科舉取士、令天下學校、期三年試之、著爲定制。

（『太祖實錄』卷一四七）

とある。一四年から一六年にかけて国子監に関する諸改革が実施されたことは前述したが、それらと相前後して科挙の復活が予告されたのである。従って、年次から見ると、

少なくとも升堂法・積分法の制定（一六年正月）と歳貢生員制度の確立（一六年二月）とは、科挙の復活を前提に行われたと考えることは可能である。しかしながら、たとえ科挙復活を前提にして升堂法・積分法が実施されたとしても、国子監が科挙よりも軽視されたとは言えない。取士（官への採用）に於いて、同等に考えられた可能性もあるからである。

また、科挙復活の理由については、右の『太祖實錄』の記載からは充分明らかには困難であり、また『南雍志』『萬曆會典』等の史料でも明らかには得ない。従って、その理由も推定によらざるを得ないのだが、五十嵐氏は、薦挙・監生による任用の欠陥、及び特別の少数精鋭者を厳選したいという太祖の意図——の二点を指摘している。そして氏によれば、監生任用の欠陥とは、(一)監生の資質の低さ、(二)監内における規律の不徹底、(三)修学方法の不備、の三点だとしている。⁽²¹⁾しかし、このような監生任用上の欠陥を理由に科挙が復活したとしても、官の採用に於いて、国子監が科挙よりも軽視されたとは即断できない。

このように、科挙復活の詔が出された時期や復活の理由を推定する限りでは、取士に於いて科挙を国子監よりも優遇しようとする（換言すれば、国子監を科挙制度の下に位置づけようとする）太祖の意図は見受けられない。しかし

ながら、前述したように⁽²²⁾、制定後僅か一三年ほどで升堂法・積分法による出身の途が衰退したのは事実である。監生には、この升堂法・積分法以外に科挙による出身法があったから、後者の方法を監生が選択した故の結果であろう。とすれば、やはり升堂法・積分法には、出身の途として科挙よりも不利な点があったと考えられる。次にはこの点について述べるが、その際宋代の「三舍の法」と科挙との関係を参考とし、科挙受験の資格と升堂法・積分法の課程終了との関係、任官の缺、会試下第^{ボク}挙人（会試不合格者）の入監、の三点を取り上げる。なぜなら、「三舍の法」は太学を科挙から独立した養士―取士機関にする目的で実施されたが、そうした明確な目的が升堂法・積分法の実施にもあったか否かを、右の三点から推定し、同法衰退の原因解明の一助としたいからである。

(二) 科挙受験資格と升堂法・積分法

さて、宋代の科挙制度は、解試―省試―殿試という三段階になっていたが、成績優秀な太学生は、このうちの解試或は省試を免除された。明代の科挙制度も三段階（郷試―会試―殿試）であったが、監生の受験免除の規定はどうだったであろうか。

結論的に言うならば、監生の科挙受験に際し、例えば郷

試を免除するという規定は、『太祖實錄』『南雍志』『萬曆會典』の何れからも見出せない。免除するどころか、洪武初頭（三〇五年）の科挙実施の詔には、

洪武三年五月己亥、詔設科取士、自是國子生、得就京闈鄉試。
 『南雍志』卷一、事紀一

とあり、監生は京師（當時は南京）で実施される郷試を受けることとされている。また復活の詔が出された後、洪武一七年三月に頒布された科挙成式（科挙条例）には、科挙の受験資格を持つ者として、

其舉人、則國子學生及府州縣學生員之學成者、儒士之未仕者、官之未入流者、皆由有司申舉性資敦厚、文行可稱者、應之。『太祖實錄』卷一六〇・洪武十七年三月戊戌朔の條、傍点は引用者）

とあり、監生も生員（学成れる者という限定はある⁽²³⁾）と並記されている。生員は、当然郷試から受験したのだから、この科挙成式によれば、監生も同様に郷試から受験することになる。そして、『南雍志』卷一五儲養考、儲養生徒之定制には、

其由貢入監者、得就試京闈。洪武甲子、初科襃然舉首、且中式者過半、高皇帝喜甚、而諭祭酒宋納、以爲教導之功。九月十三日、禮部尚書任昂等、於華蓋殿、欽奉聖旨、在京鄉試、多有取中的國子監生、爲他肯學、所以取中。…

とある。「洪武甲子」は洪武一七年で、この年に京師で実施された郷試に数多くの監生が合格して、太祖は、それを國子監に於ける習業の成果だと喜んでゐる。従つて、洪武一七年の郷試を監生が受験したことがわかる。

また、方孝孺『遜志齋集』卷十二序、「應天府郷試小録序」に、
 ……洪武二十有六年、當試之期、京府實試太學及畿甸十四郡三州之士、…

とあり、また同書同卷序「京闈小録後序」に、
 ……每三歲天下大比、洪武丙子、京府當試、太學暨畿甸郡邑士至者千餘人、…

とある。洪武二六年と「丙子」の年（＝二九年）は、何れも郷試が実施された年で、監生が直隸の生員等とともに郷試を受験したことがわかる。

これらのことから、少なくとも明初・洪武年間に於いては、監生も生員等と同様に郷試から受験したものと云える。

また、五十嵐氏が述べるように⁽²⁵⁾に、升堂法・積分法の課程を終了した監生には、科挙受験に何らの特典も与えられなかった。つまり、升堂法或は積分法の所定の課程を終了した監生でさえも、会試はもとより郷試すら免除されることはなかったのである。

以上のことから、宋代の「三舍の法」のように成績優秀な太学生（太学生）の科挙受験を免除する特典が、明代の監生には与

えられていなかったことがわかる。そしてこの点から、升堂法・積分法は、「三舍の法」を形式的には繼承しているながらも、國子監を科挙から独立した養士⁽²⁶⁾取士機関とする明確な目的をもって実施されたと言ひ難いのである。

このように監生は、たとえ八割近く出席して長期間の習業を終了しても、生員等と同様に郷試から受験しなければならなかった。従つて、もし取士に於いて進士と監生とが同等の待遇を受けるとすれば、彼ら監生は、当然厳しい長期在学など必要ない科挙による出身を選択したと考えられる。しかし、仮に厳しい在学の結果、特定の高位の缺⁽²⁷⁾に就くことが保証されているとしたら、科挙による出身を選択する監生は少数であつただろう。それ故に、監生の動向を考える上で、任命される缺⁽²⁸⁾についても触れる必要がある。

(三) 就官の缺について

ここでは、任命される缺⁽²⁹⁾について見てみる。

一般に、進士の場合には、『萬曆會典』卷五吏部四選官に、

凡進士選除、洪武間定、第一甲第一名、除翰林院修撰、第二名・第三名、除編修。

とあるように、洪武年間に、第一甲で合格した者には翰林

院修撰（從六品）或は編修（正七品）の缺（缺）を与えることが定められた。これに対し、監生の場合には、吳昫氏が論文「明初的學校」の中で述べるように、種々の缺（缺）に任用されただけでなく、水害の視察、黃冊の清查等にも派遣された。その上、任用の人数も年により差異が大きい。このことから、監生の任用は不安定であつたと言へる。

宋代では、成績優秀な太学生を科挙の殿試第一と同じ待遇で任官することが定められていたが、明代にはこのような規定はなかつたのである。この点からも、升堂法・積分法は国子監を科挙から独立した養士（養士）取士機関にする明確な目的をもつて実施されたと言ひ難い。

右のことに加え、監生の任用に関して、『南雍志』卷一五 儲養考、儲養生徒之定制に、

洪武甲子（一七一年）初科斐然舉首、且中式者過半、高皇帝喜甚、面諭祭酒宋訥、以爲教導之功。……自是、科舉之士始重矣。是年（洪武一七年）、在監升至率性堂者、召試文淵閣、楊文忠居首、惟除縣丞。乙丑（洪武一八年）以後、會試廷對、多擢大魁。……

とある。要するに、科挙復活によつて進士が監生よりも重用されるようになり、そのため「積分」で首席であつた楊文忠（楊文忠）でさえも、県丞（正八品）の缺（缺）しか与へられなかつたといふのである。

以上のことからわかるように、升堂法・積分法により厳しい習業を終了しても、監生には特定の缺（缺）に就くことなど保証されていなかった上に、科挙復活後の任官には進士が重んぜられたのである。とすれば、監生は、長期間の在学が不要で、上位合格者（第一甲）には特定の缺（缺）への任用が保証されている科挙による出身を選択したと考えられよう。

（四）會試下第舉人の入監

次に、會試下第舉人の入監について述べる。

前述したように、宋代の科挙制度は三段階になつていたが、もし途中の省試（第二段階）で不合格になると、再び第一段階の解試から受験し直す必要があつた。これに対し、明代では、郷試（第一段階）に合格して舉人の資格を取得すれば、會試（第二段階）に不合格でもその資格は消滅しなかつた。このような會試不合格者は會試下第舉人と呼ばれ、三年後に會試から受験することができたのである。

この會試下第舉人には、国子監に入學することが命ぜられた。『南雍志』卷一 事紀一 洪武十八年二月壬戌朔の條に、

令會試下第舉人、送監卒業。

とあるのが、それを示している。「卒業」とは、升堂法・積

分法により習業し、出身を与えられることをさすのである（^①）。そして、このことは、科挙の復活によつて、国子監が会試不合格者を収容する場所にもなったことを示している。

会試下第挙人に入監を命じた太祖の意図は、明白にし得ない。しかし、彼らの入監・習業を徹底したとすれば、国子監は会試下第挙人を養成して出身を与える機関ともなつたはずである。換言すれば、科挙を補充する取士としての役割を、国子監は果たしたはずなのである。しかしながら、会試下第挙人の入監は徹底されなかつた。『萬曆會典』卷七七貢舉、科舉「會試」の凡應試の條には、

洪武十八年、令會試下第舉人、願回讀書、以俟後舉者、聽。

とある。会試下第挙人には、次回の会試を受験して、合格・就官する途もあつた。そこで、回籍（本籍地に帰ること）して次回の会試（「後舉」）に備えて学習することを願う者には、それが許可されたのである。そのため、例えば後述する王侑のように、入監せずに回籍し、科挙による出身を願う会試下第挙人が現れたのである。

国子監は、このように会試下第挙人を収容する場所でもあつたが、それ以上に問題なのは、その収容を徹底せずに回籍も許可したことで、これは升堂法・積分法による習業を等閑に付してもよいことを示している。そしてここからも

升堂法・積分法が、国子監を科挙から独立したものとする目的で実施されたのではないことがわかる。

以上、升堂法・積分法と科挙との関係を述べてきたが、その結果次のことが言える。すなわち、①升堂法・積分法の課程終了は科挙受験に何らの特典を与えず（免除規定がない）、②監生任用の缺には固定性がなく、不安定であり、また③会試下第挙人の入監が徹底されていなかったのである。この三点からうかがえるように、科挙による出身のほうは、升堂法・積分法による出身の途よりも優遇されていた。従つて、升堂法・積分法は、国子監を科挙制度から独立させる目的で実施されたものではなかつたことがわかる。それ故に、監生はより優遇された科挙による出身を選択したと思われ、ここに升堂法・積分法が衰退した一因があつたのではなからうか。

では、監生の科挙選択は、どのような動きに見られるであろうか。次節では、これについて、科挙合格者中の割合及び回籍の問題から述べる。

第三節 科挙復活後の監生の動向

まず、科挙合格者（進士）中に占める監生での受験者の割合を見てみよう。科挙復活後の洪武年間に於いては、その正確な割合はわからないが、しかし屢々引用される『明

史』卷一三七宋訥傳には、

…〔洪武〕十八年、復開進士科、取士四百七十有奇、由太學生之三二。…

とあり、復活後第一回めの科挙によって誕生した進士のうち、約三分の二が監生での受験者だったという。同年に誕生した進士は、正確には四七二名であつたから、約三〇〇名が監生での合格者ということになる。そして、『南雍志』卷一五儲養考「儲養生徒之名數」によれば、郷試が実施されたこの前年（洪武一七年）の監生数が九八〇名だったとあるから、全監生の実に三分の一ほどが進士になったことになる。

洪武一二年（復活後第二回め）以降については、さらに徴すべき史料がないのだが、同様に監生での受験者が多かったのではなからうか。

また、会元（会試の首席）や状元（殿試の首席）を占めていたのも、監生だった。『南雍志』卷一五儲養考「儲養生徒之定制」には、洪武年間の会元・状元の人物名を載せて、

乙丑（＝洪武一八年）濱湜會元、丁顯狀元、戊辰（＝同二一年）施顯會元、任亨泰狀元、辛未（＝同二四年）許觀會元・状元、皆實入監取中者。

とある。

このように、監生は科挙に数多く合格したというだけでなく、会元・状元をも占めた。いま、不合格だった監生のことをも考えると、郷試受験の監生の総数はさらに多くなる。この事実は、監生が科挙による出身の途を選んだことをうかがわせる。

監生が科挙による出身の途を選んだことを示す一例として、次に回籍の問題を取り上げよう。

監生は、本来生活のすべてを国子監に於いて行うことになつていたが、しかし省親等の給暇の場合には、暫時回籍することが許されていた。その回籍についての規定は、『太祖實錄』『南雍志』『萬曆會典』の何れでも、洪武一六年所定のものが初見である。いま『南雍志』によれば、卷一事紀一洪武十六年の條に、

是年、仍令監生入監三年、有父母者、照地遠近、定限歸省、其欲娶家及成婚者、亦如之、俱不許過限。父母喪、照例丁憂。伯叔兄長喪而無子者、亦許立限奔喪。

とある。入監後三年を経過した監生には、省親・丁憂などの場合、期限付きで回籍が許可された。次いで、同書卷一事紀一洪武十八年十月の條に、

冬十月令、監生有父母年老、無次丁者、許還原籍侍養、其妻死子幼者、許送還鄉、給與脚力、立限還監。違者、罰之。

とあり、父母が年老（³⁷）後出の史料からわかるように、七〇歳を越えた場合をさしたようである）で、次丁のいない監生にも、期限付きで回籍が許可された。なお、その期限内に復監しない場合には処罰されることにもなった。さらに、同書卷一「洪武二十二年の條」に

是年、禮部奏准、監生畢姻・搬取、照省親例、入監三年者、方許。

とあり、畢姻・搬取による場合の回籍も許可された。

このように、監生には省親・畢姻・搬取・丁憂などの場合に暫時回籍することが許可されていたが、その期限は、洪武三〇年（二三九七）の定制では次のようになっていた。³⁸往復の期限は、直隸が四ヶ月、河南・山東・江西・浙江・湖広が六ヶ月、北平・兩広・福建・四川・山西・陝西が八ヶ月で、家に滞在する期限は、省親が三ヶ月、畢姻が二ヶ月、送幼子が一ヶ月、丁憂が二十七ヶ月であった。

給暇によって回籍する場合の期限が定められたが、これに対する監生の動きはどのようだったであろうか。

洪武一八年の規定で、父母が年老でかつ次丁のいない監生に、暫時回籍を許可したが、『南雍志』卷一「事紀一」によれば、二四年頃にそれを理由に回籍を乞う記載が目立つ。例えば、洪武二十三年十二月戊子の條には、

監生程通言、其祖父以罪謫居陝西、年踰七十、無他子孫。乞

放還鄉里、俾得就養。上憫其志、從之。

とあり、監生程通が、自分以外に子孫がいない年老の祖父を侍養することを理由に回籍を乞い、許可されている。

同書によると、この程通以外に、洪武二三年一二月から二四年八月にかけての約九ヶ月の間に、のべ一五人の監生（そのうちで華人監生と明記されるのは三人）が、それぞれ年老の祖父等の侍養を理由に回籍を乞うたことが記載されている。が、そうした理由で回籍を乞う監生の中には、虚偽の申告をする者もいた。のべ一六人のうちの程可久の場合には、

監生程可久往通政司、陳告侍親、禮部以其父母俱年未七十、已之發監、收管肄業。（『南雍志』卷一「事紀一」、洪武二十四年丙戌朔の條）

とあるように、父母ともに年齢が七〇歳を越えていないのに侍養を乞うていたことがわかる。同様の例を示せば、冀榮の場合も、

禮部言、監生冀榮、父母年未七十、輒告終養、宜勿許繼。自今、違者治罪。（同書・洪武二十四年八月庚午の條、傍点は引用者）

とある。また、楊恕等五人の場合には、

監生楊恕等五人啓言、父母年老及殘疾、戸無次丁、願回籍侍養。皇太子令禮部、揭籍以聞。於是、禮部試郎中顏允昭同戸

科給事中盧子安揭照、有年甲名字不同者。皇太子命張禎及恕、侍養終身、餘令勘報。

とあり、回籍を乞うた五人の監生の中には、上奏のうち
の年齢・姓名が一致しない者がおり、そのため回籍を許
可されたのは張禎と楊恕の二人だけであったという。再
調査を命じた三人は、恐らく父母の年齢を詐る等のこと
をしたのであろう。また、同書・洪武二十四年七月己酉の條
に、

禮部言、監生啓稱終養四人、署主事趙子芳及戶科給事中畢進
揭籍、惟李和・鍾玄相同、宜如所請、其餘仍令肄業。於春和
門啓聞、皇太子從之。

とあるのも、同様に父母の年齢等を詐って回籍を乞う監生
がいたことを示している。

『南雍志』の記載によると、洪武二十三年一月から二四
年八月にかけての約九ヶ月間に、年老の父母等の侍養を理
由に回籍を乞うた監生は、のべ一六人いるが、そのうちで
許可されたのは約三分の一の六人である。残りの一〇人は、
右に述べたように、父母の年齢を詐る等の不正により、回
籍が許可されなかった。

『南雍志』の記載が、監生全体の状況をどれだけ反映し
ているか疑問も残る。しかしながら、前出の同書卷一「事紀一」
洪武二十四年八月庚午の條にあるように、罰則が定められ

た背景を考えるに、やはり二四年頃には不正を犯してまで
も回籍を願う監生が数多くいたと推定できよう。

このように罰則が頒下されるほど、監生が不正を犯して
まで回籍を願ったのは何故であろうか。その理由は科擧の
実施と無関係ではない。擧人監生の例に該当するが、『南雍
志』卷一「事紀一」洪武二十四年四月丁卯の條に、

會試下第擧人王稱、當入監卒業、乃具表陳情。言、本福建永
福縣人、有母劉、年五十四歲、四時風氣病症舉發、別無以次
人丁。乞歸侍養、以俟後科會試。……

とある。王稱は會試下第擧人で、國子監に入学して所定の
學業を終了することになっていたが、五四歳の母は病気が
ちの上に、次丁（弟）もないので、帰郷して母を侍養し、
次回の會試を受験したい、と乞うているのである。回籍の
理由はともかくとして、次回の會試に臨むことを明言して
おり、彼自身は升堂法・積分法ではなく、科擧による出身
の途を選んだのである。確かにこれは、郷試を再び受験す
る必要のない擧人監生の事例であるから、他の歳貢生等に
はそのまま該当しない。しかし前述したように、科擧合格
者の中に数多くの監生受験者がいたことを考えると、単に
一人の擧人監生だけでなく、監生全体の中に科擧による出
身の途を選ぶ傾向が生じていたと言えるのではなからうか。
そして、回籍志向の一般化は、このような傾向の具体的顕

現と言えるように考えられる。

さて、洪武三〇年、給暇で回籍する場合の期限が改定された（前述）。管見の限りでは、改定の理由を直接述べた記載は見出し得ないが、恐らく、不正を犯してまでも回籍し、科挙による出身の途を望む監生が、それまでの復監期限を守らなかったことに起因していたのであろう。同年改定の回籍の期限も、当初から嚴格に守られてはいなかった。例えば、『南雍志』卷一「事紀」洪武三十年十一月の條には、

冬十一月、署祭酒張顯宗、以違限監生李從新等二百一十七人、比例議奏以聞、復定四川・兩廣・福建過一年之上、北平・山西・陝西・湖廣半年之上、浙江・山東・河南・江西五閏月之上、直隸三閏月之上、皆發充吏。：

とあり、復監期限を守らない回籍監生が二一七人いたことが示されている。因みに同年の在籍監生数は一八二九名⁽²⁾で、その割合は約一二％である。また同書同卷事紀一「洪武三十一年正月己巳の條」にも、

署祭酒張顯宗、以違限監生龍友諒等二百二十八人、依例分豁以聞。：

とあり、翌三一年にも復監期限を守らない回籍監生が二二〇人いた。

監生の中には、不正を犯してまでも給暇による回籍を

願ったり、或はその回籍の期間を守らない者もいた。八割近い出席率を必要とする升堂法・積分法による出身を選ぶとすれば、こうしたことは当然不利である。とすれば、彼らが科挙による出身の途を選んだ一例と考えられよう。

以上のことから、監生は、復活後の科挙に数多く且つ上位で合格しており、また給暇による回籍を不正に求めたり、或は所定の復監期限を守らなかった。これは、監生が科挙による出身の途を選んだ反映である、と言えよう。

おわりに

筆者は、特に明代中期以降、国子監が科挙制度の予備段階と化した理由については、そこでの修学方法（升堂法・積分法）衰退の原因解明によって手掛りが得られると想定し、検討を試みた。その結果、次のことが言える。

升堂法・積分法は、宋代の「三舍の法」を継承していた。しかし、①升堂法・積分法の課程終了は科挙受験に特典を与えない、②監生任用の缺に固定性がない、③会試下第奉人の入監が不徹底、という三点からわかるように、その継承は形式のみにとどまっており、国子監を科挙から独立した養士¹取士機関にするという確固とした目的を持って、升堂法・積分法が実施されたのではなかった。升堂法・積

分法による出身よりも、科挙による出身のほうが優遇されていたのである。それ故に監生は、長期在学が不要で、上位合格者（第一甲）には特定の缺への任用が保証されている科挙による出身を選択した。そしてその動向は、科挙合格者数の多さや回籍を願う形となって現われたのである。

甚だ粗雑であるが、以上が本稿で達した結論である。そしてこの結論から、明代の国子監が科挙の予備段階になつてしまつた理由の一つとして、升堂法・積分法が、国子監を科挙から独立した養士取士機関とする目的で実施されなかつた点を指摘できよう。

「はじめに」で述べたように、本稿で検討を加えた升堂法・積分法の衰退の原因について、五十嵐氏は歴史出身法の開始をも指摘している。これについては、出身法として確立した時期を含めて再検討する必要がある。また、このほかにも残された問題は多い。例えば、監生及び教官の資質、国家財政の状態、等々である。とりわけ、太祖が取士を科挙一本にする意図を持っていたか否かを明らかにすることが肝要となろう。

註

(論文集の形で単行本に収録された論文は、煩を避けるため原載年のみ記して原載雑誌名等は省略した。)

(1) 宮崎市定「中國官吏登用法」(一九五五年原載)、『アジア史研

究』第四所収・東洋史研究会)

(2) 筆者の「三舍の法」についての理解は、主に宮崎市定氏の論文「宋代の太學生生活」(一九三二年原載)、『アジア史研究』第一所収・東洋史研究会)と荒木敏一氏の著書「宋代科舉制度研究」(一九六九年 東洋史研究会)によつてゐる。以下、特に断らない。なお周知のように、「三舍の法」は地方の學校に於ても試みられたが、基本の型は大學での実施にあつた。

(3) 宮崎註(2)論文。しかし、後述するように、形式的な継承であり、科挙との関係では相違が見られる。

(4) 従来、の国子監及び監生についての研究は、學校教育と仕官との二つの側面から検討されてゐる。學校教育の側面から検討した論文には、于登「明代國子監察制度考略」(一九三六年原載)、『明代政治』所収・學生書局印行)、吳晗「明初の學校」(一九四八年原載)、『讀史劄記』所収・生活讀書新知三聯書店)、多賀秋五郎「近世中國における教育構造の成立と明太祖の文教政策」(一九六六年)、『近世アジア教育史研究』・文理書院)、同「明太宗の學校教育政策」(一九七〇年)、『近世東アジア教育史研究』・學術書出版會)、曾我部靜雄「明の關節生員と納粟監生」(前掲)、『近世東アジア教育史研究』、五十嵐正一「中國近世教育史の研究」(一九七九年 國書刊行會)などがあり、國子監の編制・監生の種類と入監方法・修学方法などの内容が明らかにされている。また、仕官の側面から検討した論文には、谷光隆「明代監生の研究」(一九六四年 史學雜誌七三・四六)があり、出身方法の変化・撥歴制度・明中期以降の坐堂監生(實際に國子監に在学している監生)の減少などが明らかにされている。また監生について、政治や地域社会との関わり・思想等の面から論述したものに、林麗月「明代的國子監生」(一九七八

年・私立東吳大學中國學術著作奨助委員會)があり、示唆を受けるころ少なくなかった。

(5) 五十嵐註(4)著書・第三編・第四章「明代監生の履修制度」(一九五八年原載)なお同書は、五十嵐氏の生前の研究論文をまとめたもので、掲載されている論文名が原載と異なるものもある。ただ本稿での引用は、煩を避けるために同書によった。また、国子監での出身法は、升堂法・積分法(積分出身法)から歴史出身法へと変化した。谷註(4)論文によれば、後者の出身法が一般的になったのは、永樂末年だという。後者の出身法は、単に、所定期間の歴史(諸衙門で事務等の実務を担当すること)により出身が与えられる法であり、その評価に国子監での習業を必要としない。それ故に、升堂法・積分法から歴史出身法に変化することは、国子監が養士_{II}取士機関としての機能を十分に果たさなくなることを意味するのである。本稿で升堂法・積分法の衰退の原因を検討する理由は、ここにもある。但し、歴史出身法が確立した時期は、明白に比定し得ないので、同出身法についての検討は別の機会に譲りたい。

(6) 例えば、孫承澤『春明夢餘錄』巻五四、国子監「監規」に、
積分之法、始於宋、備於元。按元延祐初、齊履謙在國學、行積分之法、……此即宋人積分之法、而節目稍有不同、至明一依其制。

とあるように、「積分之法」即ち「三舍の法」は元代の国子学に継承・実施され、さらに明代の国子監で升堂法・積分法として制定された。故に、升堂法・積分法を検討するには、元代・国子学の修学方法にも論及する必要がある。しかしながら、升堂法・積分法の原型は「三舍の法」であること、及び元は異民族国家で、一時期しか科挙が実施されなかったために、科挙との

関係を考える上で参考とし難いこと、の二つの理由から、本稿では、「三舍の法」と比較しながら升堂法・積分法について検討を加える。(元代・国子学の修学方法については、『元史』巻八一・選舉志を参照。)

(7) 本稿・第一節。

(8) 京師の国子監は、明の建国より三年前(龍鳳一〇〇年、至正二五年、西暦一三六五年)に設立され、中都の国子監は洪武三年(一三七〇)に設立された(厳密に言えば、設立当初の名称はどちらも国子学で、洪武一五年に改められた)。このうち、中都の国子監は洪武二六年(一三九三)に京師の国子監に編入され、また成績優秀な生員は優先的に京師の国子監に入学させるなど、文教政策の中心は京師の国子監にあった。(『南雍志』巻一・事紀一。『太祖實錄』巻一五八・洪武十六年十二月己卯の條。同書・巻一七七・同十九年三月壬午の條。)

(9) 周知のように、本稿で用いた『南雍志』は、黄佐(弘治三年—嘉靖四五年、一四九〇—一五六六)撰・嘉靖二三年刊の南京国子監について記述した書である。『明史』巻一八七に黄佐の伝あり。

(10) 『太祖實錄』巻一〇七・洪武九年七月の條。

(11) 山根幸夫「明帝国の形成とその発展」(一九六一年)『世界の歴史』一一・筑摩書房、同「元末の反乱」と明朝支配の確立」(一九七一年)岩波講座「世界歴史」一一。その他多数。

(12) 多賀註(4)論文の「近世中國における教育構造の成立と明太祖の文教政策」。

(13) 前註(12)の論文の中で、多賀氏は洪武年間の文教政策を年表に整理している。

(14) 五十嵐註(5)論文。

(15) 本文で引用した「南雍志」のほか、「萬曆會典」卷二〇國子監、監規の條にも、内容が記されている。谷註(4)論文・五十風註(5)論文参照。

(16) 國子監は、七堂(彝倫堂と本文に記した六堂)と五序(繩愆序・博士序・典籍序・典籍序・掌饌序)とで構成されていて、七堂について、「皇明文衡」卷六三、末訥「大明勅建太學碑(洪武一五年撰)」に

…凡堂有七、彝倫所以會講、率性・修道・誠心・正義・崇志・廣業、則諸生肄業所也。…

とある。七堂の規模については、「南雍志」卷七・規制考に記載がある。谷註(4)論文を参照。

(17) 「南雍志」卷九・訓考、學規本末の記述からわかる。五十風註(5)論文。

(18) 因みに、この升堂法・積分法により任官された一例を示せば、「南雍志」卷一・事紀一・洪武十七年の條に、

是年、國子生升至率性堂者、入試文淵閣、擢楊文忠為首、除永福縣丞。

とある。この年「積分」で首席だった楊文忠には、県丞(正八品)の缺が与えられた。なお、試職と実授との関係について、

「太祖實錄」卷二〇三・洪武二十三年七月丁未の條に、

定内外文資官試職借除實授等第。凡監生并才幹出身、初任京官、俱試職一年考、稱職引奏實授。監生出身、初任外職、試職三年考、稱職・平常者、具奏實授。仍對品調除。…

とある。この年の定制では、監生で任官される場合、まず試職を与えられ、所定の期間(京官は一年、外官は三年)の後に考し、「稱職」(外官は「平常」も)であれば実授を与えられることになった。(進士等が任官される場合の試職の期間について

は、管見の限りでは明らかにし得なかった。)

(19) 本文に引用した記載からは、上奏の年次は不明だが、「明史」卷一三九・葉伯巨傳により、洪武九年に比定できる。

(20) 五十風註(5)論文。

(21) 五十風註(5)論文。なお氏の説に対して、監生任用の欠陥よりも、直接的には薦挙の欠陥を太祖が考慮した結果、科挙を復活させたのではないかと筆者は考える。すなわち太祖は、所謂「胡惟備の獄」(洪武一三年)によって生じた空缺を補充するために薦挙を奨励し、実際に任用した人数も、例えば洪武一三年一月には八六〇余人の多きに及んだ(「太祖實錄」卷一三四・同年同月の條)。これに対して、監生の任用は僅かであった(補註の表を参照)ところが、この薦挙による任用は太祖の意を満たさなかつたようで、彼自身屢々不満を述べるに至つたのである(同書・卷一三四・洪武十三年十月の戊午朔・辛酉の各條。同書・卷一四一・同十五年正月庚戌の條)。このような経緯から見て、科挙復活の理由は薦挙の実情にあつたと考えられるのである。これらの点については、別稿にて検討を加えたい。

(22) 本稿・第一節。

(23) 本文に引用した記載のうちの「國子學生及府州縣學生員之學成者」について、筆者は「國子學生」と「府州縣學生員之學成者」と分けて読む。その理由は、「南雍志」の科挙受験資格に関する記載として、

…祭酒司業擇國子生之性資敦厚・文行可稱者、應之。(卷一・事紀一・洪武十七年三月戊戌朔の條)

とあるけれども、その「性資敦厚・文行可稱」の具体的な基準については、「萬曆會典」等を調べても不詳なこと、及び生員が科挙

を受験できるのに、選抜されて監生となつたためにその受験資格がなくなるとしたら、奇妙なことになつてしまふ——といふ一点である。

(24) この場合、受験した監生としては、主に府州県学より選抜・入監した者(歳貢生)を考えればよく、会試下第挙人は考えなくてよい。

(25) 元末明初の人(至正一十七年—建文四年、一三五七—一四〇二)、『明史』巻一四一に伝がある。

(26) 『五十嵐註』(5)論文。

(27) 前註(4)。

(28) 種々の缺に監生が任用されたことは、『南雍志』巻一五儲養考、儲養生徒之定制に、

…歳貢在國初、視科舉尤重、(中略)或選凡通一經者、俱許入監、用積分法、升至率性堂、高皇帝而試之、多擢藩臬方面及部屬・科道等官、亦有除府州縣正貳者、惟有罪、乃除首領官。…

とあることからわかる。また(補註)も参照。

(29) 楊文忠が鼎丞の缺を与えられたことについては、前註(18)を参照。

(30) 趙翼『陔餘叢考』巻二八、舉人。また、和田正広『明代舉人層の形成過程に関する一考察』(一九七八年 史學雜誌八七—三三)の註(2)参照。

(31) 『五十嵐註』(5)論文。

(32) 本稿・第三節。

(33) 『太祖實錄』巻一七二・洪武十八年三月壬戌の條、ほか。

(34) 『南雍志』巻一五、儲養考「儲養生徒之名數」には在籍している監生の数が記録されているが、洪武年間は次のようであつた。

た。

洪武一五年 五七七人

一六年 七六六人

一七年 九八〇人

二三年 九六九人

二四年 一五三二人

二六年 一三〇九人

二七年 一五二〇人

三〇年 一八二九人

(35) 給暇(給假)とは、所定の例に照して休暇を給わることだが、それには省親(父母の安否を尋ねること)・丁憂(父母の喪に遭うこと)・畢姻(婚禮)・搬取(父母を故郷に送ること)・送幼子(幼子を家に送ること)等の場合があつた。

(36) 『太祖實錄』巻一五六・洪武十六年九月辛丑の條、『萬曆會典』巻二二〇、國子監、給假の條。

(37) 『萬曆會典』巻二二〇、國子監、給假の條にも、同様のことを記す。

(38) これは官の規定に準じたものであろう。洪武元年(一三六八)に頒布された『大明令』禮令、侍親に、

凡官員祖父母、年及七十、果無以次人丁、自願離職侍養者、聽。親終服滿、方許求叙。

とある。

(39) 註(37)書では、二一年のこととしている。

(40) 『南雍志』巻一・事紀一・洪武三十年七月壬申の條、及び註(37)の書。

(41) 『五十嵐註』(5)論文。また本稿・第二節。

(42) 前註(34)。

(補註) 洪武年間に任官された監生についての記載を、『太祖實録』及び『南雍志』から拾って整理すると、左表のようになる。

| 年・月 | 人数 | 任官の缺(品秩) | 典拠 |
|-------|-------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 二 | ? | 行省左・右参政(從二品)、按察司僉事(正五品)、知府(從三品?)など | 『南』 |
| 五・四 | 一 | 監察御史(正七品)主事(正六品)、給事中(從七品)、御史(正四品)など | 『南』 王圻『續文獻通考』卷五五・學校太學、太學出身事例 |
| 六 | ? | 監察御史(正七品) | 『南』 |
| 八・六 | ? | 監察御史(正七品) | 『南』 |
| 九・三 | 二 | 行省参政(從一品)、考巧監丞(從六品) | 『南』 |
| 一〇・正 | ? | 県丞(正八品)、主簿(正九品) | 『南』 |
| 一〇・九 | ? | 『府州県官』 | 卷一・一五 |
| 一三・一〇 | 二 | 承勅郎(從七品) | 卷一・三四 |
| 一四・八 | 一 | 県丞(正八品) | 卷一・三八 |
| 一七 | 一 | 六品以下の官 | 『南』 |
| 一九・四 | 一 | 知州(從五品)、知県(正七品) | 卷一・七七 |
| 一九・五 | 一〇〇〇余 | | 『南』 |
| 二〇・三 | 一 | 工部主事(正六品) | 『南』 |
| 二〇・七 | 三 | 按察司僉事(正五品) | 卷一・八三 |
| 二二 | 一 | 都察院右僉都御史(正四品) | 『南』 |

| | | | |
|-------|-----|-----------------------------|------|
| 二四・五 | 一 | 觀察使(?) | 卷二〇八 |
| 二五・七 | ? | 戸部主事(正六品)、監察御史(正七品) | 『南』 |
| 二六・一〇 | 二四一 | 教諭(未入流)など | 『南』 |
| 二八・四 | 六〇余 | 左布政使(正三品)など | 卷三三〇 |
| 三〇・七 | 四 | 布政使司左・右參議(正四品) | 卷三三八 |
| 三〇・一 | 二四 | 刑部主事(正六品) | 卷三三九 |
| 三二・二 | 四 | 按察司僉事(正五品) | 卷二四九 |
| 三二・二 | 二 | 通政使司左・右參議(正五品) | 『南』 |
| 三二・二 | 一 | 刑部郎中(正五品) | 『南』 |
| 三二・二 | 五〇二 | 教授(從九品)、教諭、訓導、州の吏目(以上未入流)など | 卷二五六 |

(典拠は、『南』と記したものが、『南雍志』巻一・事紀一、巻数を記したものが、『太祖實録』。両方の史料に見られるときは、後者によった。)

〔付記〕

本稿は、一九八二年一月二八日に行われた愛知教育大学歴史学会大会での口頭発表に加筆補訂したものである。会場で貴重な御教示を頂いた諸先生方に、末尾ながら謝意を表したい。

(一九八三年三月四日稿了)